

(案)

京都市パートナーシップ宣誓制度の手引き



京都市
CITY OF KYOTO

もくじ

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | パートナーシップ宣誓を考えている方へ | …〇ページ |
| 2 | パートナーシップ宣誓ができる方 | …〇ページ |
| 3 | パートナーシップ宣誓の手続きの流れ | …〇ページ |
| 4 | パートナーシップ宣誓に必要な書類 | …〇ページ |
| 5 | パートナーシップ宣誓後について | …〇ページ |
| 6 | よくある質問 | …〇ページ |
| 7 | 参考資料（要綱・お困りのときの人権相談窓口） | …〇ページ |

「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」

京都市では、「京都市人権文化推進計画」に基づき、日々の暮らしの中で互いに違いを認め合い、多様性を尊重するまちづくりを、市民の皆様とともに進めています。

LGBT等の性的少数者の方々については、社会の関心が高まり、理解は深まりつつあるものの、周囲の不用意な言動に傷つき、不安を抱いている方も多く、また、行政手続きや学校、企業等での生活においても困難に遭遇することがあります。

多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」を目指し、京都市は、性的少数者の方々が安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに向けた取組として、「京都市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

京都市人権文化推進計画
改訂版の表紙等画像

基本理念

ひとつにつながり みんなでつくる
やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

京都市情報館から、内容をご覧ください。

Ⅰ パートナースhip宣誓を考へている方へ

❖ 京都市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証を交付するものです。

この制度は、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを、京都市として応援するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、京都市として、この制度の導入により、市民や事業者の皆様の間に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感の取組が広まり、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

また、この取組は、「誰一人取り残さない」を理念として持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国連の取組目標「SDGs」の達成にもつながります。

2 パートナースhip宣誓ができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件を全て満たしている必要があります。

(1) お二人が、どちらも成年に達していること

※ 民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定)

(2) 少なくとも、いずれか一方が、現に京都市民であること

(3) お二人が、どちらも現に婚姻していないこと（独身であること）

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、○ページを見てください）。

※ 海外で同性婚しているお二人の場合は、宣誓できます。

(4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと

※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

(5) お二人が、現に民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

（養子縁組をしている又はしていた場合を除く）

3 パートナースhip宣誓の手続きの流れ

(1) 宣誓する日を予約する（予約先：文化市民局共生社会推進室）

- 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
- 電話、FAX 又はメールで予約してください。

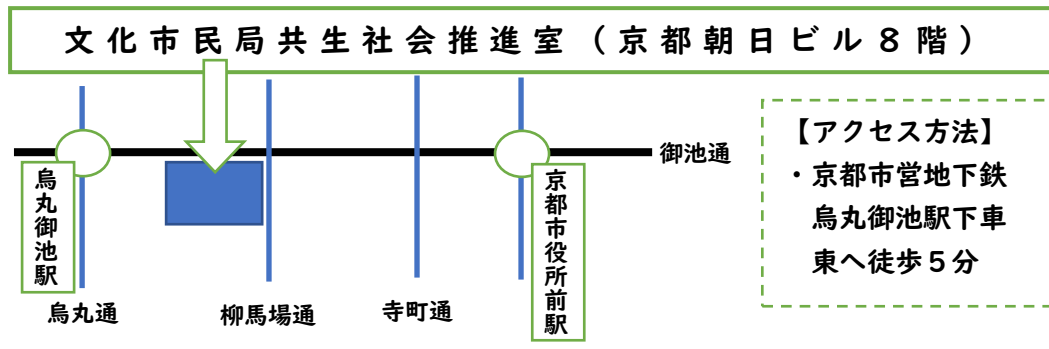
予約連絡先	電 話	075-366-0322	平日の9時～17時 (12時～13時除く)
	F A X	075-366-0139	
	メール	jinken@city.kyoto.lg.jp	

- 予約の連絡をいただいた後、京都市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ※ 宣誓できる時間：平日の9時～16時30分（12時～13時を除く）

(2) お二人で、宣誓する（場所：文化市民局共生社会推進室）

- 予約した日時に、必ず、お二人そろって、来てください。
- ※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（○ページ）を持って、来てください。
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で、「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ※ 職員が、提示していただいた書類により、本人であることを確認します。
- ※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。
- ※ 提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報、厳重に守ります。

- ❖ パートナースィップ宣誓を行う場所 文化市民局共生社会推進室
 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 番地 京都朝日ビル 8 階
 (プライバシーに配慮したスペースを用意しています。)



(3) 京都市が、パートナーシップ宣誓書受領証等を、お二人に交付する。

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ受領カード※」(以下「受領証等」という。)のいずれか又は両方を、希望に応じて交付します。

※ 宣誓書受領カードは、複数のデザインから好きなものを選べます。

- 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1 時間程度かかります。

<パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ)>

(表面)

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名又は通称名) 様 様
(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

(宣誓日) _____

京都市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

京 都 市 長 ○ ○ ○ ○ 専用公印

(裏面)

この受領証の提示を受けられた方へ

京都市は、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」を目指し、性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに取り組んでいます。

「京都市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、京都市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様の間に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

【緊急連絡先】(自由記載)

備考

- 1 担当部署名及び連絡先を記載する。
- 2 表面には、適宜意匠を加えるものとする。
- 3 特記事項欄には、通称を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付した場合の交付年月日を記載する。

<パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）>

【デザイン1（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
宣誓書を受領しました。

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
京 都 市 長

第 号 ○ ○ ○ ○

専用
公印

【デザイン2（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
宣誓書を受領しました。

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
京 都 市 長

第 号 ○ ○ ○ ○

専用
公印

【デザイン3（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
宣誓書を受領しました。

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
京 都 市 長

第 号 ○ ○ ○ ○

専用
公印

【裏面（共通）】

この受領証の提示を受けられた方へ

この制度は、京都市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様へ理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。
婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）

4 宣誓に必要な書類

宣誓には、要件確認と御本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3箇月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、来てください。
- 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、来てください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

- 3箇月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書を、お一人1通ずつ持って、来てください。（本籍地の市町村で取得できます。）
- 外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人を確認できる書類

- 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- 顔写真が添付されている書類（①）を、1点提示してください。
 - ①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。
- ① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類 = 1点
例：マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード など
- ② 健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類 = 2点

※ パートナーシップ宣誓書は、文化市民局共生社会推進室が用意いたします。

5 宣誓後について

受領証等の再交付・返還の場合も、来庁される日を、事前に電話、FAX 又はメールで予約してください。

いずれの場合も、本人を確認できる書類を持って、来てください。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、宣誓日から10年以内であれば、申請（様式第4号）に基づき、再交付します。

※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。

※ 氏名が変更されたことが確認できる書類を添付してください。

※ 住所変更は再交付の対象になりません。

(2) 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、届（様式第5号）を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップが解消されたとき
- ② お二人が京都市外に転出されたとき
- ③ そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 よくある質問

Q1 京都市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、京都市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことを約束したお二人からの宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 同性婚制度とは違うのですか？

欧米を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。京都市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 受領証等にどのような効果がありますか？

京都市が、お二人の宣誓に受領証を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援することを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的少数者の方々の困難の解消につながることを大切に考えています。

制度の実施にあわせて、京都市では、宣誓された方のうち要件に合致する方は、市営住宅への入居申込み（抽選）が可能となります。

なお、これまでから、市立病院における病状説明や手術同意、里親の認定等に関して、単に性的指向等を理由に制限することなく、柔軟に対応しています。

今後も、市が率先して取り組むとともに、民間事業者の顧客向けサービス等においても、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、困難の解消につながるよう、取り組んでまいります。

【LGBT等の性的少数者の人権尊重に関する本市の取組】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000271168.html>

Q4 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。例えば、双方又は一方がトランスジェンダーである異性カップル※や、バイセクシュアルの異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。詳しくは、お問い合わせください。

※ 性的指向が女性（異性愛）のトランスジェンダーの男性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が男性）と、性的指向が男性（異性愛）のシスジェンダー（戸籍と自認の性が一致）の女性

Q5 宣誓できない「近親者」の具体例は何ですか？

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第 734 条）
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間（民法第 735 条）
子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第 736 条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

Q6 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。（ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。）

Q7 京都市民でないと宣誓できませんか？

宣誓時から、少なくともどちらか一方が、京都市民である必要があります。宣誓後についても、同じです。

Q8 海外で同性婚しましたが、そのときの「婚姻証明書」は、「現に婚姻していないことを証明する書類」として使えますか？

「現に婚姻していないことを証明する書類」は、3箇月以内に発行されたものに限ることや、海外の証明書である場合は、日本語訳の添付などが必要となりますので、事前にご相談ください。

Q 9 通称名は使用できますか？

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。

ただし、受領証及び受領カードが、手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用する場合は、それぞれの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類を持って来てください（確認後に返却します。）。

※ 社員証や学生証，法人が発行した証明書など

Q 10 代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送による宣誓はできません。職員の前で、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。

ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口に来ることが難しい場合は、御相談ください。

Q 11 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

その場合は、代筆は可能です。

Q 12 宣誓に費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓受領証の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

Q 13 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？

転居により、「双方が、京都市内に住まなくなる」場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証を、届の提出とともに、返還してください。（返還の手続きに関しては、○ページ参照）

Q 14 受領証の有効期限はありますか？

受領証等は、返還事由に該当しない限り、ずっと有効です。

7 参考資料

【要綱本文】

❖ お困りのときの人権相談窓口について

窓口名称	相談先	電話番号	対応日時
法務局・人権擁護委員による常設人権相談	京都地方法務局・ 京都府人権擁護委員 連合会	みんなの人権 110 番 0570-003-110 (ナビダイヤル) 又は 075-231-2001 (IP 電話等が利用できない場合)	月～金曜日 8 時 30 分～ 17 時 15 分 (祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
人権擁護委員による特設人権相談	京都市消費生活総合センター	075-366-0322 (予約・問合せ)	第 4 水曜日 18 時～20 時 (要予約)
	全区役所・支所	075-366-0322 (予約・問合せ)	第 3 木曜日 14 時～16 時 左記のいずれかの区役所で実施
	京都府府民総合案内・相談センター	075-414-4235 (予約電話番号)	原則第 2 木曜日 13 時～16 時 (要予約)
よりそい ホットライン	(電話相談) 一般社団法人 社会的包摂 サポートセンター	0120-279-338	24 時間 365 日 性的少数者の専門回線あり。音声ガイダンスに従って相談内容を選択